

鈴鹿市1か月児健康診査の実施について（お願い）

平素は、鈴鹿市の母子保健事業に御理解、御協力いただき、御礼申し上げます。

本市では、生後28日から生後6週未満の児を対象として、1か月児健康診査の費用助成を行っています。鈴鹿市外での1か月児健康診査をされる場合、償還払い制度にて対応しておりますので、お手数ですが、鈴鹿市に住民票を有する方が持参される健康診査結果票について、下記のようにお取扱いいただきますようお願いいたします。

記

1 健診結果について

1か月児健康診査受診の際に、母子健康手帳と結果票（鈴鹿市1か月児健康診査結果票）の全ての欄の記入をお願いします。なお、健診費用の助成には、医療機関での結果が記入された鈴鹿市1か月児健康診査結果票が必要です。

\*鈴鹿市1か月児健康診査票は、保護者が事前に鈴鹿市ウェブサイトよりダウンロード・印刷するか、窓口にて配布しています。

\*鈴鹿市ウェブサイトよりダウンロード・印刷された結果票は複写になっておりませんので、控えが必要な場合は記入後の結果票をコピーして保管してください。

償還払いに必要な書類

- ・「鈴鹿市1か月児健康診査結果票」  
（\*医療機関等で御記入いただいたもの）
- ・領収書と明細書のコピー
- ・母子健康手帳
- ・申請書（\*鈴鹿市ウェブサイトよりダウンロード可能。保護者が記入。）

2 健診費用について

医療機関窓口で健診料を全額徴収してください。

保護者が、規定の1か月児健康診査実施後に鈴鹿市へ申請手続きをすることで、鈴鹿市が市内医療機関等に委託する契約単価を上限に助成します。

申請の際に健康診査に要した費用の証明として、領収書が必要となりますので発行をお願いします。また、その際は明細書も添付してください。

### 3 助成額等

1 か月児健康診査 1 件あたり上限 4,000 円

※保険診療の場合は対象外となります。

### 4 留意事項

・1 か月児健康診査結果より、支援の必要性が高く、緊急性の高い場合は、早急に下記まで御連絡ください。

・1 か月児健康診査の対象は生後 28 日から生後 6 週未満です。在胎週数 37 週未満児が修正月齢で健診を受診した場合を除き、対象期間以外での受診者については結果票の余白に遅延理由を御記入ください。また、生後 2 か月を超える場合には、1 か月児健康診査の実施前に実施の可否について下記までご相談ください。

【連絡先】 鈴鹿市子ども保健課母子保健 G

〒513-0809

三重県鈴鹿市西条五丁目 118 番地の 3

(保健センター内こども家庭センター)

TEL 059-382-2252

FAX 059-382-4187